

(別添資料)ご意見募集結果

「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び磷含有量の総量規制基準の設定方法について」
(総量規制専門委員会報告案)に対する意見募集結果について

意見提出件数： 8件

総意見数：12件

総量規制基準の位置付け

番号	意見概要	見解
1	<p>(意見) 東京湾等と瀬戸内海で基準値を分けるとあるが、その根拠が明確ではない。東京湾等と瀬戸内海のCOD負荷量を比較したグラフなどを用いて、閉鎖海域での水質汚濁の現状を説明すべき。</p> <p>(理由) 第5次まで総量規制が行われた結果、海域での結果に差が生じたということを説明することで、第6次総量規制での取り組みの意義が明確になる。</p>	<p>ご指摘の内容については、「第6次水質総量規制の在り方について」(平成17年5月中央環境審議会答申)に示されています。</p>

総量規制基準の適用

番号	意見概要	見解
1 指定地域内事業場に対する法適用		
1	<p>魚の残さを原料として魚粉と魚油を生産しているが、原料鮮度の変動により排水の窒素含有量が左右される。脱窒素処理が不十分な場合に、CODが低いにも関わらずBODが異常に高く測定されることがある。</p> <p>DO測定の場合に、アンモニアなどを含む試料水では、アンモニアが亜硝酸、硝酸に変化して、それに伴うDOの減少を防ぐ為に、窒化ソーダが添加される。</p> <p>BOD測定では5日20度で保存され、アンモニアは亜硝酸、硝酸に酸化される。DO測定の短期間と比較し5日間はあまりにも長い時間である。その間の硝化による酸素消費を防ぐに為には、硝化作用を防ぐ薬剤（窒化ソーダ）を添加しておき、DO測定は普通のウインクラ法もしくはDO計で測定するのが理にかなった方法である。</p> <p>同じ有機物指標であるBODとCODのどちらを優先されるか明確にしていきたい。BODが優先ならば、その測定値が持つ意味がない。CODはBODを補足する役割を持っており、その為にCODの測定が義務づけられているものと理解する。</p> <p>市は、BOD測定は普通のウインクラ法による測定を義務づけているので、公害対策を遵守している弊社としては誠に矛盾を感じる。BOD測定法の正しい適用を何故出来ないか、それが正されないならば、COD値を優先させるなどの処置が出来ないか、適用排水基準項目の持つそれぞれの意味を明確にして欲しい。</p> <p>産業排水の排水測定において、古くから使用されているウインクラ変法によるBOD測定を抹殺されるのか、それならばCOD測定で代替えさせるのかを、特例として決められるか明確にしていきたい。</p> <p>また、BODとCOD測定を何故行うのかの意味についてもお教え頂きたい。</p>	<p>BODは河川の水質保全の観点から、CODは海域・湖沼の水質保全の観点から、水質汚濁防止法に基づき排水基準が設定されています。このため、海域・湖沼に直接排出する事業場にはCODの排水基準が、海域・湖沼以外の公共用水域に排出する事業場にはBODの排水基準が適用されます。なお、後者であっても、海域に面する都府県では、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく条例によりCOD排水基準が適用されることがあります。</p> <p>また、総量規制は海域の水質保全のため、COD等について内陸府県を含めて規制対象地域にしています。</p> <p>したがって、COD、BODいずれも重要なものです。</p>

総量規制基準の設定方法の検討

番号	意見概要	見解
3 C値の範囲の検討 (3) 瀬戸内海(大阪湾を除く。)におけるC値の検討		
1	<p>(意見)</p> <p>「・・・同値、又は下限を下回る場合、下限も切り下げる。」とあるが、「・・・同値、又は下限を下回る場合、第5次総量規制の下限を維持し、その下限に10を加えたものと第5次総量規制の上限を比較して小さな値を新たな上限とする。」と修正すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>3ページ下2行目から4ページ上1行目に「瀬戸内海(大阪湾を除く。)については、CODは現在の海域の水質を悪化しないこと、窒素及びりんは現在の海域の水質を維持することを目途とし、現在の各種施策を継続して実施することとされた。」と記載されているにもかかわらず、上限値及び下限値を切り下げるのは根拠のない規制強化であり認められない。</p> <p>特に、3ページ上から10行目に記載されているように、環境大臣が定めた第5次総量規制の下限値を事業者が遵守してきたことによって実現している瀬戸内海(大阪湾を除く。)のCOD、窒素及びりんの良好な現状を全く考慮に入れず、いたずらに下限値を切り下げるとするのは、瀬戸内海(大阪湾を除く。)に関する「在り方答申」〔平成17年5月16日の水環境部会で承認した「第6次水質総量規制の在り方について」〕の主旨をも無視したもので、絶対に認めるわけにはいかない。</p>	<p>瀬戸内海(大阪湾を除く。)に係るC値の範囲については、平成16年度実績の負荷量最大日濃度の最大値が現状のC値の上限を大きく下回っている場合、個別事業場ごとに検討したもので、いたずらに上限値・下限値を切り下げたものではありません。</p> <p>また、CODは現在の海域の水質が悪化しないこと、窒素及びりんは現在の海域の水質を維持することを目途として検討しました。</p>

都府県が総量規制基準を定める際の留意事項

番号	意見概要	見解
1 東京湾等について (1) 指定地域内事業場の実態の把握		
1	<p>(意見) 第1パラグラフ及び第2パラグラフで、窒素、りん及びCODに関して、「汚濁負荷削減の取り組みと難易度、費用対効果、除去率の季節変動等にも配慮すべきである」と記述しているが、指定地域内事業場を総括して判断すること以外に、それぞれの事業場の実態も十分に把握していただくよう都府県に通知していただきたい。</p> <p>(理由) 取り組み、難易度、費用対効果、除去率の季節変動等は事業場によって事情が異なる。個々の指定地域内事業場の実態を十分に把握しなければ、特定の事業場に対して過剰な規制と成る場合が考えられる。</p>	<p>報告案 - 1 - (1)は、都府県が、指定地域内事業全体及び業種等区分別の実態以外に、必要に応じて個別指定地域内事業場の実態を把握することを意図しています。</p>
2 瀬戸内海(大阪湾を除く。)について		
2	<p>(意見) 自治体による上乘せ規制の見直しについては、指定地域内事業場の実態を十分に把握したうえで実施すべきであり、拙速な見直しが実施されないよう環境省より十分な周知徹底を実施していただきたい。</p> <p>(理由) 在り方答申でも触れられているように、大阪湾以外の瀬戸内海では現在の海域の水質悪化を防ぐことを目標としている。今回のC値範囲の見直しも悪化防止の観点から直近の平成16年度単年度の実績値をもとに設定されたものであり、操業変動や、水環境の変動を考慮すれば比較的短期間のデータによって導出されたものと考えられる。そのため、上乘せ規制を見直す場合に平成16年度のデータのみで実施すると過剰な規制となる場合も予想される。上乘せ規制値の見直しの際には現状を維持することが目的であることを十分に意識し、拙速な見直しを避けるよう、環境省より十分な周知徹底をお願いする。</p>	<p>ご指摘の「上乘せ規制」が都府県による総量規制基準の設定を指すものであれば、ご指摘の内容は妥当なものと考えます。</p> <p>なお、瀬戸内海の関係自治体が総量規制基準を設定する際に、在り方答申の内容を踏まえることを明確に示す観点から、「都府県が総量規制基準を定める際の留意事項 2 瀬戸内海(大阪湾を除く。)について」を次のとおり修正しました。</p> <p>「前述のように、在り方答申では、CODは現在の海域の水質が悪化しないこと、窒素及びりんは現在の海域の水質を維持することを目途とし、現在の各種施策を継続して実施することとされた。今回の総量規制基準設定方法の見直しも、悪化防止のこれらの観点から検討したものであり、総量規制基準の設定についても、このことに十分留意する必要がある。」</p>

番号	意見概要	見解
3	<p>a. 総量規制基準の位置付け</p> <p>b. 総量規制基準の設定方法の検討 3 . C値の範囲の検討 (3) 瀬戸内海(大阪湾を除く。)におけるC値の検討</p> <p>c. 別紙1 第6次におけるC値の幅(案) 瀬戸内海(大阪湾を除く)</p> <p>d. 別紙2 第6次におけるC値の幅(案) 瀬戸内海(大阪湾を除く)</p> <p>e. 別紙3 第6次におけるC値の幅(案) 瀬戸内海(大阪湾を除く)</p> <hr/> <p>瀬戸内海(大阪湾を除く)のC値の範囲の切下げに伴い、県が採用するC値へ不必要に影響することの懸念について</p> <p>a.にて、「大阪湾を除く瀬戸内海ではCOD については現在の海域の水質が悪化しないこと、窒素及びりんについて現在の海域の水質を維持することを目途」と方向づけられ、b.の考え方にそって、c.d.e.に第6次におけるC値の幅(案)が示されている。瀬戸内海(大阪湾を除く)に適用されるC値について、b.の考え方にそって一部のC値が切下げられているものがありますが、これはいったん納得できる。</p> <p>しかし、C値が切り下げられることによって、県が採用するC値が不必要に引き下げられる懸念を感じる。例えば、次のように上下限との比率を保って採用するC値を切下げることが考えられる。</p> <p>5次 C値の幅：55-130 県採用C値：95 6次 C値の幅：55-100 県採用C値：67</p> <p>これは意図する結果ではないはずだが、結果的にそうになってしまいかねない。C値(下限、上限)の見直し切下げによって、不必要に県が採用するC値を引下げることがないように、注意を明記していただきたい。</p> <p>もし、C値の見直し、暗に上記例のような効果も期待するものならば、基本的な方向づけと異なるものであり、C値は5次の値を据え置くべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、瀬戸内海に係る自治体におけるC値の設定にあたっては、在り方答申に示された「CODは現在の海域の水質を悪化しないこと、窒素及びりんは現在の海域の水質を維持することを目途とする」ことを踏まえて実施する必要があると考えます。例示のようなC値の切り下げを意図したものではありません。</p> <p>なお、瀬戸内海の関係自治体が総量規制基準を設定する際に、在り方答申の内容を踏まえることを明確に示す観点から、「都府県が総量規制基準を定める際の留意事項 2 瀬戸内海(大阪湾を除く。)について」を次のとおり修正しました。</p> <p>「前述のように、在り方答申では、CODは現在の海域の水質が悪化しないこと、窒素及びりんは現在の海域の水質を維持することを目途とし、現在の各種施策を継続して実施することとされた。今回の総量規制基準設定方法の見直しも、悪化防止のこれらの観点から検討したものであり、総量規制基準の設定についても、このことに十分留意する必要がある。」</p>

その他

番号	意見概要	見解
1	<p>昭和 54 年から 5 期、25 年にわたり総量規制を運用したが、指定水域における水質濃度が十分に改善されていないことに対し、今回総量規制基準の設定方法について根本的な見直しを求められたと理解している。今回の設定方法は、従来の設定方法より優れていることを、具体的に明記すべきである。</p>	<p>1 次から 5 次の総量規制基準の設定方法の検討も、各時点における指定水域の状況と指定地域内事業場の実態を踏まえて行われたものですが、今回の検討に際しては、窒素及びりんについて第 5 次までより詳細な実績データがあったこと等から、特に窒素及びりんについて大きな見直しになったものと考えます。</p>
2	<p>今回の設定方法では、今後 5 年間でどの程度改善されるのであるかの試算数値などを明記すべきではないか。</p>	<p>水質総量規制は、総量規制基準による規制のみならず、下水道や浄化槽等の整備の推進、小規模事業場や農業等に対する汚濁負荷の削減指導等により、総合的かつ計画的に汚濁負荷を削減し指定水域の水質を保全するものです。したがって、第 6 次水質総量規制の目標年度である平成 21 年度における削減の目標については、各種施策を勘案して、環境大臣が定める総量削減基本方針において示されます。</p> <p>また、「第 6 次水質総量規制の在り方について」(平成 17 年 5 月中央環境審議会答申)では、東京湾を対象とした水質予測シミュレーションにおいて、汚濁負荷を削減することにより水質改善の方向性が示されています。</p>
3	<p>例えば、「おわりに」などを設け、 「削減目標量は、目標年度における汚水又は廃液の処理技術の水準、下水道の整備の見通し及び汚水又は廃液の処理施設の設置状況等を勘案して実施可能な限度において定める」とある。環境省は、今後の処理技術の要望水準や、分流式の下水道の推進など、もっと踏み込んだ具体的な内容を記載し、関係省庁の協力を受け易くする努力が必要ではないか。 今後の効果的な水質保全対策を策定するために不可欠である「水質汚濁のメカニズムの解明など」に取り組むことを明記すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の主たる内容については、「第 6 次水質総量規制の在り方について」(平成 17 年 5 月中央環境審議会答申)に示されており、各種の汚濁負荷削減対策の推進、水質汚濁メカニズムの解明などが重要であると考えます。</p>

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)

番号	意見概要	見解
222 し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第38号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。)		
1	本計画をもとに試算すると、222 し尿浄化槽(201~500人)のCcj 下限の切り下げにより、当工場全体のCOD排出基準値の削減幅は現行と比較して約2%程度厳しい総量規制基準となり、当工場の生産活動に障害を及ぼす可能性があるため、本計画の導入を見送られたい。	Ccj が適用される当該施設は、浄化槽構造基準の第2の構造(COD:60mg/L)、第3の構造(COD:45mg/L)及び第6の構造(COD:30mg/L)及びこれらと同等以上の性能を有するもののいずれかであり、第6の構造及びこれらと同等以上の性能を有する浄化槽が設置されていることがあるため下限を30mg/Lに切り下げたものです。 都府県が実態を踏まえてCcj 値を設定する必要があると考えます。

別表 2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（案）

番号	意見概要	見解
120 プラスチック製造業(備考：窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するものにあつては) 及び 146 化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）		
1	<p>当工場は、熱硬化性樹脂製造工場で、かつ、アミノ樹脂製造工程があり、メラミン樹脂も製造している、国内でも数少ない特異且つ歴史があり、社会的に供給責任を果たす必要がある製造拠点である。なお、アミノ樹脂・メラミン樹脂製造時、高濃度の窒素含有廃液が発生する。</p> <p>現行対応できる方策として、高濃度窒素廃液を社外委託しており、これは企業責任を果たす為に継続するが、更なる規制強化は中低濃度の廃液の社外委託が必要となり、製品供給責任を継続しがたい状況になる事が予想される。</p> <p>本報告案でのCn値の範囲での109石油化学系基礎製品製造業の備考、115脂肪族中間物製造業の備考、122有機化学工業製品製造業(その他)の備考を配慮し、工程バラツキ等も配慮し、現総量規制基準値で運営できるよう願います。</p>	<p>当事業場の届出では工程水の業種等区分が全量 146 化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）となっていました。合成樹脂の製造部分については、120 プラスチック製造業(備考：窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するものにあつては)が適当ですので、再検討を行い当該業種等のCno上限を70 mg/Lとしました。</p>
108 無機化学工業製品製造業（105項から前項に掲げるものを除く。） 及び 108 無機化学工業製品製造業（備考：窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては）		
2	<p>本総量規制値設定案をもとに試算すると、当工場全体の総量規制基準値が現行と比較して22%も下がる事になり、窒素を含む原料を扱う工程の生産活動に支障が生じる可能性があるため、本計画の導入を見送られたい。</p>	<p>108 無機化学工業製品製造業（105項から前項までに掲げるものを除く。）に係るCn値の範囲を切り下げっていますが、窒素又はその化合物を含有する原料を使用するものについて新たに108 無機化学工業製品製造業（備考：窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては）を設け、従来のCn値の範囲を維持していません。</p>